

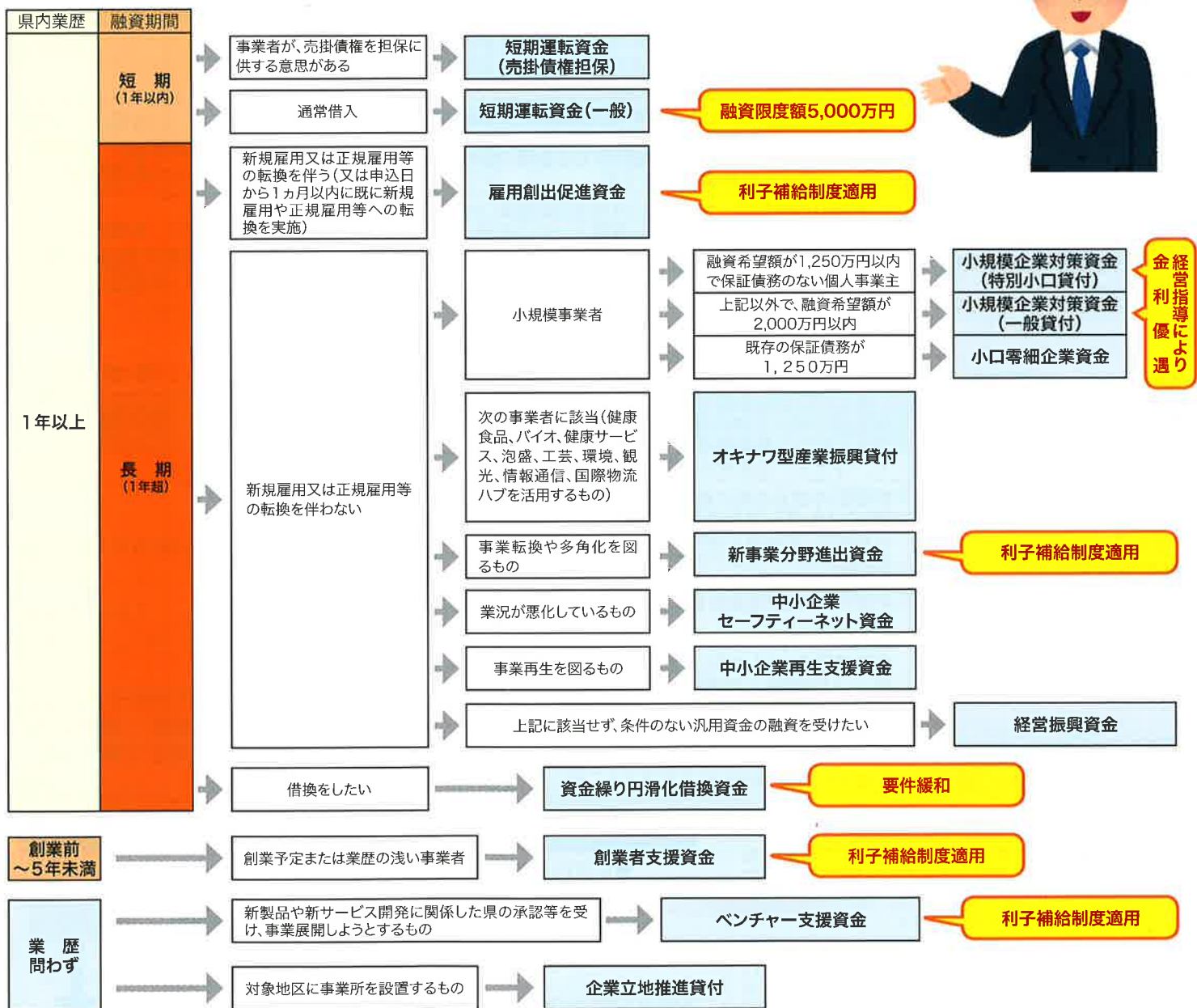
(平成29年度版)

沖縄県融資制度 資金選びのための フローチャート

取扱金融機関
各市町村
融資斡旋機関の
皆様へ

★沖縄県融資制度とは・・・

- 事業歴が1年以上の県内事業者が対象です。
(創業者支援資金、ベンチャー支援資金、企業立地推進貸付を除く。)
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部業種は対象となりません。
- 融資は、原則、沖縄県信用保証協会の保証付きです。
(ご負担していただく保証料については、県の補助が適用されています。)
- 一部資金には利子補給制度がございます。
(雇用創出促進資金・新事業分野進出資金・ベンチャー支援資金・創業者支援資金)



※セーフティネット保証適用の有無や希望融資額、制度改正等によっては選択資金が変わることがあります。
※本フローチャートの他、詳細な融資条件等を示したパンフレットもございます。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

沖縄県商工労働部中小企業支援課

電話：098-866-2343

沖縄県融資制度

検索

取扱金融機関の皆様へ

直接金融機関で融資申込みができる資金についてご案内します。

資金名	活用のポイント	融資限度額 (運転設備合計)	利率 (%)	保証料率 (%)	責任 共有
●短期運転資金	融資限度額5,000万円。据置6ヵ月以内まで可。 小口のつなぎ資金に加え、建設工事等のつなぎ資金、補助金交付までのつなぎ資金等比較的大口のつなぎ資金にも活用できます。	運転のみ 5,000万円	2.30	0.45 ～ 1.00	対象
●小口零細企業資金	既存の信用保証協会保証付き債務残高が少なく、小口の新規融資を希望される事業者に適しています。	既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250万円	1.90	0.45 ～ 1.00	対象外
●経営振興資金	特別な融資条件を設けておらず、中小企業者、協同組合等を広く融資対象としており、汎用性が高い資金です。	8,000万円	2.15	0.45 ～ 1.00	対象
●中小企業セーフティネット 資金(融資対象1～3)	売上減少や原材料価格高騰等に直面して経営が厳しいものの、国のセーフティネット保証が適用されない事業者に対して活用できる資金です。 【融資対象1】 最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高が前年比5%以上減少しているもの 【融資対象2】 倒産企業等に債権を有し、当該企業への取引依存度が10%以上あるもの 【融資対象3】 製品原価の10%以上を占める原油・原材料仕入価格が10%以上上昇しているにもかかわらず価格に転嫁できていないもの(最近3ヵ月の売上高に占める仕入価格の割合が前年比を上回っていること)	運転のみ 3,000万円	1.80	0.40 ～ 0.80	対象
●資金繰り円滑化借換資金 (融資対象1)	県融資制度に限らず、既存の信用保証協会保証付きの債務の場合、本資金を活用して借り換えることができます。 融資限度額5,000万円の範囲であれば、借換に加えてニューマネーの融資も可能です。	5,000万円	2.35	0.45 ～ 1.00	対象
●産業振興資金 (オキナワ型産業振興貸付) ※観光産業は商工会・商工会議所で申込	本県の地域特性を生かした「オキナワ型産業」のうち、健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、泡盛産業、工芸産業、環境関連産業、情報通信関連産業を営むものや、沖縄国際物流ハブ等活用事業者に対し、汎用資金である経営振興資金よりも低利での融資が可能です。	1億円	1.85	0.40 ～ 0.80	対象
●ベンチャー支援資金 (一部の融資対象者)	利子補給制度対象資金 経営革新の承認を受けた中小企業や、県が実施する新製品・新サービスに関する事業の採択や補助金の交付を受けた中小企業を融資対象としています。 このうち、経営革新承認書や事業の採択決定通知書又は補助金交付決定通知書を直接受けている者については、その写し及び必要書類を直接取扱金融機関に提出することで、ベンチャー支援資金の融資申込みができます。	3,000万円	1.70	0.35 ～ 0.75	対象
●創業者支援資金 (融資対象3:創業後1年以上5年未満) (融資対象4:支援事業)	平成29年度から利子補給制度対象資金 【融資対象3】 事業歴が1年以上5年未満の場合、直接取扱金融機関で創業者支援資金の融資申込みができます。この場合、創業計画書の作成は不要で、自己資金要件もありません。 運転・設備を問わず融資期間を最長10年としており、事業歴が浅く長期の事業資金を必要とする中小企業者に適しています。 【融資対象4】 「地域ビジネス力育成強化事業 戦略的経営管理普及促進支援」又は、「創業計画策定力向上支援事業」により策定した創業計画を有する中小企業者が活用できます。 ※法人成り企業については対象外	1,000万円	1.90	0.60	対象外
●小規模企業対策資金 (一般貸付)(特別小口貸付)	次ページ「商工会・商工会議所・産業振興公社の皆様へ」をご覧ください。 ※優遇金利あります				

【小規模企業対策資金の変更について】

- 従来は、商工会・商工会議所、市町村の融資斡旋が必要でしたが、平成29年度から直接金融機関への申込みが可能となりました。(従来通り、商工会等への斡旋申込みも可能です)
- 商工会・商工会議所の経営指導を3ヵ月以上実施した場合には、一般貸付、特別小口貸付それぞれ通常金利より、0.2%引き下げた優遇金利を適用します。

【よくある質問】

- Q. 申込日と融資実行日の金利が異なる場合、どの時点の金利が適用されますか？
- A. 融資実行日時点の金利が適用されます。

信用保証料について

- 保証料の計算例(均等分割返済で、据置期間がない場合の礼)

$$\text{保証料} = \text{借入金額} \times \text{保証期間(月数)} \div 12 \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数}$$

【例】借入額500万円、
保証期間5年(60ヵ月)、
保証料率1.0%の場合の保証料

$$500\text{万円} \times 60 \div 12 \times 0.01 \times 0.55 = 137,500\text{円}$$

上記参照

回数別係数(一括返済の場合、回数別係数は不要)

分割返済回数	6回以上	7回～12回以下	13回～24回以下	25回以上
均等分割返済の場合	0.7	0.65	0.6	0.55

※上記の計算例は目安であり、借入条件等によっては上記例と異なる保証料となる場合があります。詳しくは沖縄県信用保証協会までお問合せください。

商工会・商工会議所・産業振興公社の皆様へ

各機関での融資斡旋申込みを行う資金についてご案内します。

①商工会・商工会議所で融資斡旋・認定を行う資金

資金名	活用のポイント	融資限度額 (運転設備合計)	利率 (%)	保証料率 (%)	責任共有
●小規模企業対策資金 (一般貸付)	小規模事業者(従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下。ただし宿泊業・娯楽業は20人以下))を広く融資対象とし、中小企業者向け汎用資金の経営振興資金よりも利率を低減しています。 ※商工会・商工会議所の経営指導を3ヵ月以上実施した場合の金利	2,000万円	1.90 ※1.70	0.40 ～ 0.80	対象
●小規模企業対策資金 (特別小口貸付)	無担保・無保証人の融資制度です。 小規模事業者該当する個人事業主であって、税金の完納や特別小口貸付以外の保証を保証協会から受けていないといった特別な要件を満たしている場合、一般貸付よりも利率・保証料率が優遇された特別小口貸付を利用できます。 ※商工会・商工会議所の経営指導を3ヵ月以上実施した場合の金利	1,250万円	1.85 ※1.65	0.60	対象外
●雇用創出促進資金	利子補給制度対象資金 事業拡大等により新たに常時使用する従業員を1名以上雇入れようとする場合や、正規雇用等に転換する場合、他の資金よりも金利面で優遇された本資金を利用できます。 また、融資斡旋申込日から1ヵ月以内に既に雇用されている者又は正規雇用等に転換した者についても融資対象となります。	8,000万円	1.75	0.35 ～ 0.75	対象
●産業振興資金 (オキナワ型産業振興貸付) ※観光産業のみ	融資限度額1億円と大口の融資が可能です。 地域の観光振興に寄与するとして商工会又は商工会議所が認めた者に対し、汎用資金である経営振興資金よりも低利での融資が可能です。	1億円	1.85	0.40 ～ 0.80	対象
●中小企業セーフティネット 資金(融資対象4:災害復 旧に係る貸付)	国のセーフティネット保証の適用にかかわらず、知事が認定した災害に遭われた事業者が、復旧のための資金を必要とする際に活用できます(運転・設備問わず)。 その際、商工会会長又は商工会議所会頭が発行する融資対象認定書が必要となります(県が様式を定めています)。	3,000万円	1.10	0.00	対象

②商工会・商工会議所及び産業振興公社で融資斡旋を行う資金

資金名	活用のポイント	融資限度額 (運転設備合計)	利率 (%)	保証料率 (%)	責任共有
●新事業分野進出資金	利子補給制度対象資金 【融資対象1(事業転換)】 現行の事業を縮小・廃止して全く異なる事業に進出する場合に必要な大口の初期投資に係る資金として利用できます。 【融資対象2(多角化)】 現行の事業をある程度継続しつつ、新たな分野に進出して多角化を図る場合に活用できます。	融資対象1 1億円 融資対象2 7,000万円	1.70	0.35 ～ 0.75	対象
●創業者支援資金 (融資対象1:創業前) (融資対象2:創業後1年未 満)	これから事業を始める者については、所要資金の50%の自己資金が必要となる場合、商工会等の創業セミナー受講者に対しては、自己資金要件の緩和を図っています(所要資金の20%)。 【融資対象1】 創業前の者で、かつ創業セミナー受講者又は3年以上の斯業経験を有する等一定の要件を満たすもの。 【融資対象2】 事業を既に開始して1年未満のもの。 ※法人成り企業は対象外	1,000万円	1.90	0.60	対象外

【よくある質問】

Q. 商工会又は商工会議所が融資斡旋を行う資金を申込みの際は、商工会や商工会議所への加入が必要ですか？

A. 加入の有無に関わらず、申込可能です。

Q. 商工会又は商工会議所が融資斡旋を行う資金において、融資対象者の住所と事務所が異なる市町村の場合、どこの商工会又は商工会議所に斡旋申込を行うのですか？

A. 事務所所在地の市町村にある商工会、商工会議所で申込を行うこととなります。

Q. 申込者が課税水準に達しておらず非課税の場合、県融資制度を申込できますか？

A. 納税証明書等において延滞がない(ゼロである)ことが示されていれば、融資対象となります。

各市町村の皆様へ

各市町村で融資斡旋申込みや認定を行う資金についてご案内します。

資金名	活用のポイント	融資限度額 (運転設備合計)	利率 (%)	保証料率 (%)	責任共有
●中小企業セーフティネット資金(融資対象4:災害復旧に係る貸付)	国のセーフティネット保証の適用にかかわらず、知事が認定した災害に遭われた事業者が、復旧のための資金を必要とする際に活用できます(運転・設備問わず)。その際、市町村長が発行する罹災証明書又は融資対象認定書が必要となります。	3,000万円	1.10	0.00	対象
●中小企業セーフティネット資金(融資対象5:国のセーフティネット保証適用の場合)	下記の国のセーフティネット保証が適用される場合、保証料率の低減等が図られます。 【セーフティネット保証】 3号:突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者 4号:突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者 5号:業況の悪化している業種に属する中小企業者	3,000万円	1.80 (3号又は5号)	0.55 (3号又は5号)	対象外
			1.00 (4号)	0.00 (4号)	
●資金繰り円滑化借換資金(融資対象2)	借換資金を活用したい事業者であって、上記のセーフティネット保証が適用される場合、市町村長の認定を受けた上で融資対象2の申込みができます。 ※融資対象1→前ページ「取扱金融機関の皆様へ」をご覧ください。	5,000万円	2.35	0.60	対象外
●小規模企業対策資金(一般貸付)	前ページ「商工会・商工会議所・産業振興公社の皆様へ」をご覧ください。 ※商工会・商工会議所の経営指導を3ヵ月以上実施した場合の金利	2,000万円	1.90 ※1.70	0.40 ~ 0.80	対象
●小規模企業対策資金(特別小口貸付)		1,250万円	1.85 ※1.65	0.60	対象外

【よくある質問】

Q. 中小企業セーフティネット資金の融資対象4(災害貸付)を利用する際、罹災証明書や融資対象認定書に加えてセーフティネット保証の認定書が必要ですか？

A. 融資対象4(災害貸付)の場合、セーフティネット保証の認定書は必要ありません。

Q. 市町村が斡旋又は認定した融資対象者が、融資実行後に貸倒れとなった場合、市町村が何らかの費用負担をする必要がありますか？

A. 市町村の費用負担はありません。

Q. 国のセーフティネット保証5号の指定業種に該当するかどうかを確認する方法について教えてください。

A. 最新版の指定業種について、経済産業省(中小企業庁)のホームページで公開されています。また、指定業種は概ね四半期ごとに更新され、更新があった場合には、各市町村にその旨を連絡することとしています。

その他

資金名	活用のポイント	融資限度額 (運転設備合計)	利率 (%)	保証料率 (%)	責任共有
●産業振興資金(企業立地推進貸付)	国際物流産業集積地域等に立地しようとする事業者が、初期投資のための大口の資金を必要とする場合等に活用できます。 融資対象の認定にあたっては、県中小企業支援課への認定申込みが必要です	1億5,000万円	1.90	0.25 ~ 0.70	対象
●中小企業再生支援資金(国の経営改善サポート保証適用)	沖縄県中小企業再生支援協議会(那覇商工会議所内)、おきなわ経営サポート会議(事務局:県信用保証協会)等の支援機関の支援を活用して事業再生に取り組む際に活用できます。 保証料率の低減が図られ、かつ、保証協会保証付き既存債務の借換も可能です。 ※四半期に一度、再生事業者から金融機関への報告が必要です。	8,000万円	取扱金融機関 所定金利	0.5 (責任共有) 0.7 (責任共有外)	原則 対象 (対象外の既存債務を借り換える場合は対象外)